

舞鶴市入札監視委員会(平成27年度第2回) 議事概要

開催日時及び場所	平成28年2月18日(木) 午後2時～4時 舞鶴市役所 別館4階 413会議室	
出席委員氏名	たか はし ゆき お 高橋 行雄 (弁護士) 委員長 たまだ かず や 玉田 和也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) かみ こ あき お 上子 秋生 (学校法人立命館理事・立命館アジア太平洋大学 副学長)	
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会あいさつ (堤副市長)</li> <li>2 委員長あいさつ</li> <li>3 議題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札及び契約手続きの運用状況について 平成27年度上半期の入札状況等について事務局より報告</li> <li>(2) 平成27年度上半期の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明</li> </ol> </li> <li>4 その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の抽出委員に玉田委員を選出した。</li> <li>・ 次回の開催は平成28年7月を予定する。</li> </ul> </li> <li>5 閉会あいさつ (企画管理部長)</li> </ol>	
審議対象期間	平成27年4月1日～平成27年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	3件	入札対象件数 124件
指名競争入札	2件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	<p>議事(1)関係 特になし。</p> <p>議事(2)関係 現状の制度における結果をやむを得ないものと受け止めず、改善への検証と議論を重ね、公共投資の多面性を考慮しつつ、市にとって最も有利と説明できる方法を模索していくことが必要と考える。</p>	

別紙

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
<p>入札制度に関する改正等状況について「建設工事入札参加資格審査基準」の改正で工事成績評定に係る係数を下げているが、努力した業者への評価が薄まってしまうのではないか。</p> <p>また不当要求防止責任者選任・講習受講の加点を減らし、保護観察対象者等雇用加点を追加した理由は何か。</p>	<p>資格審査における主観点のうち、工事成績評定の係数については、全体における差を考慮して従前の値に変更するものです。また、不当要求防止責任者選任・講習受講は現在殆どの業者が該当していることから点数を見直し、新たに京都府が先行して行っている保護観察対象者等雇用への加点を追加したものです。</p>
<p>平均落札率の推移について業種間のばらつきが集束傾向にある要因は何が考えられるか。</p> <p>また、複数の業種に参加している業者もあると思われるが、業種間での参加者の変動も集束傾向の要因と考えられるか。</p>	<p>過去数年の応札率の分布から明らかなように、ほぼ全ての業種が最低制限価格付近に集中する傾向になっています。</p> <p>平均落札率の集束傾向の主な要因としては、全体的な工事の減少によって、市発注工事の受注希望が高まっている結果と考えられるところ です。</p> <p>また、仰せのとおり、複数業種へ参加している業者も多く、特に土木工事業から水道施設工事業への参入が顕著で、入札状況にも表れているところ です。</p>
<p>最低制限価格率の分布の変化について27年度上半期は25・26年度に比べ低い方へ変動している。 応札率の分布の変化についても同様の傾向にあるが、これは、入札参加者が最低制限価格が下がることを分かって応札しているのではないか。</p>	<p>今年度の公共工事の積算基準の改定によって、以前よりも設計金額に占める諸経費相当の割合が増えましたが、最低制限価格の計算式においては、直接的経費と諸経費に掛ける割合に違いがあるため、予定価格に対する最低制限価格の率で比較すると改正前よりも下がる結果となったものです。</p> <p>公共工事の積算基準は公表されており、業者がその内容を理解し、積算を行ったうえで入札に参加している結果の表れであると考えています。</p>

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出の趣旨
<p>工事種別ごとにもて、入札金額の大きいもの、変更金額の大きなものや辞退割合が高かった案件など、数字をみて疑問に思った案件を抽出した。</p>

① 公共下水道管布設（東第2）工事

意見・質問	回答等
<p>応札額の最高額と最低額の差が僅かしかなく、最低制限価格付近の額の応札が集中している。おおよそ落札となる金額が予想できたのではないか。上半期の発注124件の中に同様の工事が11件あるが、同じような落札率となっている。技術的に検討しなくてもある程度予想ができたと思われるが、このような状況をどう考えているか。</p>	<p>最低制限価格付近で激しい競争が行われていると言える一方で、失格者が多くなる場合もあり、最低制限価格のあり方も含め、さまざまな角度から検討していく必要があると考えています。</p>
<p>この工事の技術的難易度はそれほど高くないのか。どの業者でも品質が確保されるような工事では、技術力等による応札額の差が生じにくいいためこのような結果となったのではないか。最低制限価格のあり方を検討する案件と思う。</p>	<p>国道を掘削しての工事であるため交通規制等調整の難しさはありますが、配管工事自体は特に高度な技術を要する工事ではありません。</p>
<p>最低制限価格はどのように決めているのか。技術的に難易度を勘案すると、最低制限価格がもう少し低くてもよかったのではないか。業者側に有利な入札となっているのではないか。</p>	<p>予定価格を事前に公表しているところですが、参加者は工事の内訳と国の示す算定式から最低制限価格をある程度予想して応札していると思われます。 最低制限価格の算定は基本的に国が示している計算式があり、それに工事場所や難易度等を勘案しているため、一律に決定しているものではありません。</p>
<p>予定価格からある程度の最低制限価格が推測できるような状況での入札が適当かどうか、検討が必要である。</p>	

② 庁舎窓口職場再配置他改修工事

意見・質問	回答等
<p>応札者が少なかった理由は何が考えられるか。 また、参加要件をA等級に限定した理由は何か。</p>	<p>同日に同種工事の一般競争入札がもう1案件ありましたが、そちらの参加者は6者ありましたことから、工事内容によって参加を判断していると考えています。 入札参加要件は等級ごとに受注機会が確保されるよう年間発注見通しから決定しています。</p>
<p>落札率の分布図においても、本件は特異な結果となっている。 結果としてA等級に限ったことが業者のためにもなっていない気がする。 入札参加要件に工夫が必要であったと思う。</p>	

③ 西（四所）電気機械設備工事

意見・質問	回答等
共同企業体による参加としたのは予定価格によって決まったのか。	概ね1億円を超える案件は共同企業体による参加を要件としています。
工事箇所が3か所あるので、分割発注し、共同企業体としなければ参加者ももう少し増える可能性もあったのではないかと。	1つの事業として行っており、施設の関連からも、全体で1つの工事として発注しました。
参加要件をみたす共同企業体の組み合わせは最大何者であったのか。	最大10者が見込まれ、8者が参加しました。
準市内業者について総合評定値が900点以上とした理由は何か。	市内のA等級の業者の点数を勘案して、同等以上の点数としたものです。
B等級にも発注機会を与えるということか。	業種や規模によりますが、本件ではそのような参加要件としました。

④ 丸田地区は場整備用水ポンプ設備工事

意見・質問	回答等
当該業種の指名対象業者数はどれくらいなのか。また、8者を選定した理由は何か。	機械器具設置工事の登録業者は他の業種に比べて少なく、市内業者は全等級合わせて16社です。 本件の金額規模から、機械器具設置工事の市内のA等級1社、B等級4社に加え、準市内でA等級相当の2社、B等級相当の1社の計8社全てを指名しました。
審議にあたって、指名業者の選定理由については、積極的理由を書くようにされたい。	了解しました。
何故変更率が大きくなっているのか。	本件は国の補助事業で、工事全体の設計金額が当該事業費を超えることが見込まれたため、やむを得ず一部分を除いた範囲で入札しました。その後、入札による差金により残り部分の工事が可能となったため変更契約により追加したためです。
設計額と予定価格に乖離があってはならないのか。	設計額と予定価格は基本的に同額となります。

<p>当初予定していた事業費ありきのようでもあるが、契約の変更金額が妥当であることがどのように説明できるのか。また内部的にどのような手続を踏んで決定されているのか。</p>	<p>変更金額は、変更後の設計金額に当初の落札率を乗じて算出した額の範囲内で請負業者と協議を行って決定しており、全体的に当初の競争結果を反映しています。</p> <p>また、事務手続きは、あらかじめ定められた決裁区分に基づき決裁後、契約を締結することとなっています。</p>
<p>次回から、特異な例については、資料を添付するようにされたい。</p>	<p>変更のプロセス等の資料を添付するようにします。</p>
<p>この事業だけで予算を組まず、ある程度幅を持たせた枠組みで予算措置を行っておけば、まとめて発注できたのではないか。</p>	<p>1事業で予定価格が予算を超える場合でも予算の枠組みの中で流用等が可能であれば、発注を行います。本件は国からの補助事業ということで特殊な形となりました。</p>

⑤下水道（西第11）工事に伴う野村寺配水管移設（配管）工事

意見・質問	回答等
<p>辞退が多かった理由は何が考えられるか。</p>	<p>本件は下水道工事に伴う移設工事であり、工期も長く、また下水道工事の進捗状況に合わせて行わなければならない、また利益率も高くないことから敬遠されたものと考えています。</p>
<p>辞退が多いことに対して何か対策は考えているのか。</p>	<p>下水道工事は土木工事であり、管工事を合わせて発注することはできず、下水道工事と調整を行いながらの工事となります。水道の配管作業は1日のうち、1・2時間程度ですが、工事時間中、配置されることと、利益率も高くないことから辞退が多くなる傾向がありますが、現在のところやむを得ないと考えています。</p>
<p>数件の入札を1日にまとめて行っているようだが、例えば1日1件ずつ入札を行うようにすれば辞退が少なくなることはないか。</p>	<p>同日に行う複数の入札で1つには参加し、1つは辞退している場合もあることから、業者は技術者の配置も含めて参加する工事を選ぶと思われま。</p>
<p>下水道工事と業種が異なるということであったが、共同企業体による発注をすれば、このように辞退が多い結果とはならないのではないか。</p>	<p>金額規模によって共同企業体の発注とするか決めており、このような工事すべてを共同企業体による発注とすることはできません。</p>

○ 全体を通して

意見・質問	回答等
<p>公共投資には、真に社会資本の整備としての面と雇用の確保など地域の維持の両面がある。</p> <p>発注にあたっては、これらを区別して、技術力などを含めて競争を高める入札や、地元企業が維持できる方法など入札制度を区別する方がいい。</p> <p>固定的な制度で公共投資の目的を全て達成することは難しい。現在の状況は当てもののように、この状況が続くと結果的に業者が疲弊してしまい、災害時等本当に必要な時に対応できなくなるように思われる。</p> <p>中長期的な視点で地元業者が持続的に存続できるような制度を考えていくことが必要と考える。</p>	
<p>競争において入札が原則とされる所以は、市民にとって有利であることが説明しやすいからであるが、現実的にはいろいろな側面を考えて発注しなければならなくなっている。</p> <p>また、経済学の観点で考えると、現実的に請ける側の数が限られ、発注する側も限られる状況では必ずしも入札が有効なシステムとは限らない。むしろ、市にとって、市民にとって最も有利であるということが説明できる方法であれば、その方が合理性はあると思う。</p> <p>交渉などを取り入れた方法も有効と考えられ、どの方法が適しているのか、地域にあった方式を模索し拡大していくことが必要であると考える。</p>	
<p>提案を受ける方式などはプロポーザル方式として随意契約の手続きとされるものであるが、そのメリットを入札に取り込んでいくなど、市民に納得していただけるように考えていくことは大事な視点である。</p> <p>特異な入札結果となったものについて、現状の制度ではやむを得ないという受け止め方をするのではなく、どのようにすれば改善されるのかという発想を常に持ち、検証と議論を重ねていくことが重要である。</p>	